



図書館だより



社団法人東京銀行協会銀行図書館 見学会

合同図書館は、年1回、専門図書館等の見学会を行ない、合同図書館の運営の参考にしています。2007年度は、10月11日に千代田区丸の内にある社団法人東京銀行協会内の「銀行図書館」の見学を行いました。

今回、銀行図書館の見学を実施したのは、銀行図書館の前館長であった田辺則明氏が、「専門図書館」という雑誌に「銀行図書館における資料の保存とウィーディング」という文章を書いており、合同図書館において現在検討されている蔵書の管理について、参考になると考えられたためです。

銀行図書館は、1897年1月に「経済文庫」として開設され、その後、1966年に「銀行図書館」という名称に改められました。銀行図書館においては、明治以降の経済・金融関係の基本図書、統計書をはじめとして、協会に加盟している銀行その他金融機関の各種刊行物、海外の銀行協会・中央銀行・金融機関の刊行物を収集しており、2007年9月末現在で、単行本と製本雑誌を合わせて約15万6000冊、雑誌は約600タイトルとなっています。また、これらの蔵書のうち約2万冊については「経済文庫」時代に収集されたもので、今日では入手が困難と思われる貴重な資料が数多く存在しているとのことでした。

銀行図書館の利用者は、基本的には銀行の役職員となっていますが、銀行協会1階の受付で手続きをすれば誰でも利用できるとのことでした。開館時間は月曜日から金曜日の午前9時30分から午後4時30分までとなっており、銀行の休業日と毎月最終金曜日が休館日となっています。

銀行図書館には、上記のような歴史的な資料のほか、銀行実務・金融法務解説書なども所蔵しており、実

際に、合同図書館委員会の委員で利用したことがある弁護士もいるなど、実務に役に立つ可能性がある図書館と言えます。また、銀行図書館のホームページ(<http://www.zenginkyo.or.jp/library/>)では、蔵書検索を行なうことができ、また、ホームページにある銀行変遷史データベースでは、明治以降にわが国において設立されたすべての銀行の沿革データ(設立、合併、営業譲渡、解散、商号変更など)が登録されています。

銀行図書館における図書を開架から閉架へ移動させる基準、図書を廃棄する基準等については、詳細なマニュアルが作成されているとのこと、実際に廃棄基準を拝見させていただいたところ、雑誌について雑誌毎に1年、3年、5年、10年、永久保存というように保存期間が設定されていました。

また、開架から閉架へ移動させる基準については、「金融」といった銀行図書館の中心となる項目に分類される図書以外の図書を移動させることを基本としており、例えば、法律関係では銀行業務に関連する民法や商法、刑法のうち経済犯罪に関するものは開架に残し、それ以外を閉架へ移動させているそうです。また、金融関係の図書であっても、最新版の刊行とともに旧版の利用頻度が低くなるものについては、最新版のみを開架とするといった基準が用いられているとのことでした。

合同図書館においては、最近、書架が手狭になってきたことから、将来に向けて図書の廃棄等を含めた基準の検討を開始しており、銀行図書館の見学は、この点から非常に有意義なものとなりました。

(東弁・二弁合同図書館嘱託 鈴木健二)